

# “水環境保全の現場から” 連載特集

“水環境保全の現場から” 連載特集が組まれた。第1回は政省令改正についてである。

◆環境新聞 10月13日(水)付

## 年度内に相次ぎ政省令改正

### 水環境保全の現場から (1)

水質汚濁防止法の改正や化学物質等の研究の進展により、水環境に関する規制の動きが活発化している。環境省では、新たな物質に関する環境基準の設定や暫定排水基準の見直し、水質測定手法の見直しなどの検討を行っており、このうちいくつかについては、年度内に政省令等の改正を予定している。一方、水処理メーカーや排出事業者でも水環境改善に向けた取り組みが進められている。今後、数回にわたって国の規制に関する検討状況や関連事業者の取り組みを紹介していく。

#### 水質測定記録の改正と罰則

5月に公布された改正水質汚濁防止法は、①事業者による記録改ざん等

### 温泉排水など暫定基準見直しの動きも活発に

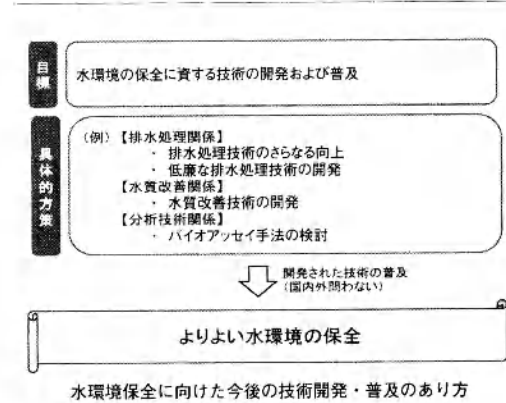
への厳正な対応②汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止③事業者による自主的な公害防止の取り組みの促進を主眼としている。そして、環境省ではその具体

化に向けて「中央環境審議会水環境部会排水規制課の範囲や測定の回数、

測定項目・回数に関して、測定対象となる物質の範囲や測定の回数、

また、被毒私大の防止のための事故時の措置については、対象となる指定物質の適定や指定外の有害物質に関する事故時の対応などの検討を進めており、年度内の政令改正に向けてさらに議論を深めていく方針だ。一方、技術の進歩に伴い、使用される化学物質の種類も増加している。現在の制度では、一部の規制対象となら

とつデータを精査して規制や対応を決定しているが、行政・民間企業ともにかかると負担は決して小さなものではなく、検討方法の見直しも必要な時期に差し掛かっている。1、4-ジオキサンなど新たな規制物質の排水規制に関しては、昨年追加された「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準」のうち、1、4-ジオキサンについて0.05μg/Lという環境基準が設定された。また、環境基準値以上の濃度が検出された実績があることや、製造・輸入量が近年増加傾向にあることから、有害物質として排水規制や地下水浸透規制を導入することとしている。1、4-ジオキサンは、染料やセルロース等の染料、有機溶剤の安定剤等の工業用薬剤から、洗剤・化粧品等の家庭用品に至るまで幅広い製品に用いられており、各種工場排水や廃棄物処分場の埋立地浸出などからのも抽出事例が多く報告されている。また、有害性も指摘されていることから、規制対象となら



開発された技術の普及(国内外問わず)

水環境保全に向けた今後の技術開発・普及のあり方

環境省では現在、環境とめを行う予定だ。